

第一号議案

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年五月八日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員のへき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の大分市の項を削り、同款の中津市の項中「、山移小学校」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

小学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除する必要があるので提案する。

○職員のへき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一条～第四条（略）</p> <p>別表第一（第二条関係） 小学校の部 第一級学校 東国東郡 姫島小学校 速見郡 南端小学校 玖珠郡 飯田小学校、春日小学校、古後小学校 （削る） 中津市 深水小学校 日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校 佐伯市 直川小学校 竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校 杵築市 大田小学校 宇佐市 南院内小学校 由布市 阿蘇野小学校、塚原小学校 第二級学校へき地学校に準ずる学校（略） 中学校の部（略）</p> <p>別表第二（第四条関係）（略）</p>	<p>第一条～第四条（略）</p> <p>別表第一（第二条関係） 小学校の部 第一級学校 東国東郡 姫島小学校 速見郡 南端小学校 玖珠郡 飯田小学校、春日小学校、古後小学校 大分市 野津原西部小学校 中津市 深水小学校、山移小学校 日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校 佐伯市 直川小学校 竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校 杵築市 大田小学校 宇佐市 南院内小学校 由布市 阿蘇野小学校、塚原小学校 第二級学校へき地学校に準ずる学校（略） 中学校の部（略）</p> <p>別表第二（第四条関係）（略）</p>

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

小学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除する必要があるため

2 改正内容

別表第1中、次に掲げる小学校について削除（2校）を行う。

市町村名	学 校 名	級別区分	備 考
大分市	<small>のつはるせいぶ</small> 野津原西部小学校	第一級学校	〔削除〕(H30廃校 3校を1校に統合) 野津原東部小 野津原中部小 野津原西部小 } ⇒ 野津原小* (H30.4.1新設) *旧野津原東部小の校舎を使用
中津市	<small>やまうつり</small> 山 移小学校	第一級学校	〔削除〕(H30廃校)

3 施行期日

公布の日から施行する。